

## 第4章 届出対象行為と景観形成基準

### 1 届出対象行為

景観計画区域内では、一定の行為についてあらかじめ届出が必要です。

届出を行う際には、事前に担当課へ相談を行う必要があります。

景観法第16条に基づく届出対象行為を、下記のとおり定めます。

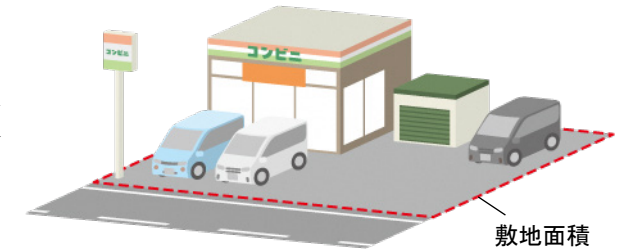
行為の種類		届出を要する規模
建築物	建築物(沿道型商業施設を除く)	高さ10m超又は延床面積300㎡超
	沿道型商業施設	敷地面積300㎡超又は延床面積150㎡超
工作物	・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱・木柱類	高さ15m超
	・送電鉄塔類	高さ15m超
	・煙突類	高さ6m超
	・記念塔類	高さ4m超
	・高架水槽、サイロ、物見塔類	高さ8m超
	・エレベーター類、遊戯施設(コースター等)、製造施設、貯蔵施設類	高さ10m超又は築造面積300㎡超
	・擁壁	高さ2m超
	・法面、垣、柵、塀類	高さ2m超
	・高架道路、高架鉄道、橋梁類	幅員10m超又は高さ3m超
	・索道施設(ロープウェイ等)	高さ13m超
・太陽光発電設備・風力発電設備類	高さ10m超又は設置面積300㎡超	
開発行為・宅地造成		面積1,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更		面積1,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		敷地内の堆積面積の合計1,000㎡超又は堆積の高さ3m超

なお、将来的に地域別景観ガイドラインが策定され、各地域における届出対象行為が制定された場合は、それに基づき届出することとします。

○「建築物」は、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(増築又は改築にあたっては、増築後、改築後に該当することになるものを含む。)をするもので、表に示す規模を対象とする。



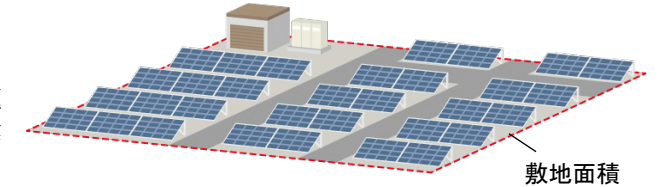
※「沿道型商業施設」とは、幹線道路の沿線に建築されるもので、飲食施設、量販店、複合商業施設、コンビニエンスストア、ペットショップ、ゲームセンター、パチンコ店その他の不特定多数の利用が見込まれる商業施設及び娯楽施設とする。  
 なお、ここでいう「幹線道路」とは、P31～33に示す景観重要公共施設の道路(指定済、指定候補を含む。)とする。



※「沿道型商業施設」の「敷地面積」とは、沿道型商業施設及び沿道型商業施設に付帯する比較的大規模な駐車場並びに倉庫類も含んだ一団の面積とする。

○「工作物」は、表中に示すものの新設、増築、改築、若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(増築又は改築にあたっては、増築後、改築後に該当することになるものを含む。)をするもので、表に示す規模を対象とする。

※「工作物(太陽光発電設備・風力発電設備類)」の「設置面積」とは、太陽光発電設備・風力発電設備類及び附属施設、作業道等を含む一団の面積とする。



○「開発行為」は、都市計画法第4条第12項に規定する行為とする。

○「宅地造成」は、宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第2号に規定するものとする。

○「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更」は、自然公園法第33条第1項第4号、第5号及び第6号に規定する届出の対象行為その他これらに類する行為とする。

○「高さ」とは、傾斜地等を含む一団の敷地内において建設する建築物等が、地盤と接する場所の最も低い所から最も高い所までの高さとする。

※建築物の屋上部の塔屋又は建築物以外のもので壁面上の物がある場合は、高さを含むこととする。

※建築物等で動体部分を有する(風力発電施設等)場合は、動体部分(ブレード等)を含む最高位までを高さを含むこととする。

